定　　款

株式会社スマレジ

株式会社　スマレジ　定　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社スマレジと称し、英文では、Smaregi,　Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．デジタルコンテンツの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
２．広告宣伝に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び広告代理業
３．インターネットホームページの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
４．ソフトウェア及びコンピューターシステムの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
５．インターネットを利用したオンラインサービスの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
６．クレジットカード、デビットカード及び電子マネー等の利用に関する決済処理業務
７．情報の収集、分析及び解析業務
８．市場調査の企画、実施及びその整理、分析
９．電子商取引事業に関する企画、提案及びサポート業務
１０．情報処理機器、通信機器及びそれらの周辺機器の企画、設計、製造、販売、賃貸、輸出入、買取及び設置
１１．各種イベント、セミナー、講演会の企画、制作、運営及び開催
１２．インターネットによる通信販売業務
１３．ファクタリング業務
１４．ハードウェアの企画、開発、製造、販売、賃貸及び保守の受託
１５．クレジットカード及びデビットカード等の会員獲得業務及び加盟店開拓業務
１６．電子マネーの企画、発行及び販売
１７．電気通信事業
１８．飲食店及び小売店の企画及び経営
１９．前各号に関する調査、研究、開発及びコンサルティング業務
２０．古物商
２１．労働者派遣事業
２２．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を　大阪市　に置く。

（機関設計）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、３，１００万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）

第９条　当会社は、法令の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　株主名簿管理人を置いた場合は、当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章　株　主　総　会

（招　集）

第１３条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集することができる。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会において、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主が、その議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主に限るものとする。但し、この場合、株主又は代理人はその総会毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

２　株主は前項の代理権を２人以上の者に代理させてはならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第４章　取締役及び取締役会

（員　数）

第１９条　当会社は、３名以上９名以内の取締役を置く。

（選任及び解任の方法）

第２０条　取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２１条　取締役の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を定める。

２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長１名、取締役会長１名、副社長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

２　代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

２　取締役会の決議事項について特別の利害関係を有する取締役は、その決議について議決権を行使することができない。

３　前項の規定により議決権を行使することができない取締役の数は第１項の出席取締役の数に参入しない。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第２７条　取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項

の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（報酬等）

第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払う財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第３１条　当会社は、３名以上５名以内の監査役を置く。

（選任の方法）

第３２条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３４条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（議事録）

第３７条　監査役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（監査役会規程）

第３８条　監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第３９条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（報酬等）

第４０条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第４１条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第４４条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４５条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当）

第４６条　当会社は、毎年４月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主に対して剰余金の配当を行うことができる。

２　前項に定める場合のほか、当会社は、毎年１０月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

３　前２項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第４７条　剰余金の配当がその交付開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

改訂履歴

２００５年　５月１９日　　定款認証
２００５年　５月２４日　　会社設立
２０１３年　８月２７日　　改　　訂
２０１３年１１月１１日　　改　　訂
２０１４年　３月　１日　　改　　訂
２０１６年　３月３０日　　改　　訂
２０１６年　７月２２日　　改　　訂
２０１７年　３月１４日　　改　　訂
２０１７年　７月３１日　　改　　訂
２０１８年　４月２４日　　改　　訂
２０１８年　７月３１日　　改　　訂
２０１８年１０月３１日　　改　　訂
２０１８年１２月２５日　　改　　訂
２０２０年　７月３０日　　改　　訂